

京都市訓令甲第 5 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年5月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中「、、主席運転手」の右に「、、主席研究員」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)